



2021年12月14日

各 位

会 社 名 M I C S 化学株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大塚茂樹
 (コード番号 7899)
問 合 せ 先 責 任 者 取締役管理部長 原川剛一郎
 (T E L 0 5 6 1 - 3 9 - 1 2 1 1)

監査等委員会設置会社への移行に伴う「内部統制システムの基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、2021年11月12日付で「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で開示しましたとおり、本日開催の臨時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」について、下記のとおり一部改訂することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改訂後の内容のみ掲載しております。

記

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に徹底する。
 - ②取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
 - ③取締役の業務執行が法令・定款及び定められた規定に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。
 - ④「社員全員によるCSR活動の推進について」の資料及び「CSRハンドブック」を作成し、全社員に配布するとともに、会議等においても繰り返し説明、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙活動を実施する。
 - ⑤内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
 - ⑥取締役及び使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、社内通報制度に従い報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理を実施し、情報種別に応じて適切な保存期間を「文書保存期間一覧表」に定め、期間中は閲覧可能な状態を維持するものとする。
 - ②情報の取扱いについては「情報管理規程」、「個人情報管理規程」等に基づき厳

正に取扱うこととする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社リスクに関する統括責任者として担当取締役を置き、当社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ②当社の業務遂行に関するリスクは、取締役がその担当業務のリスク管理を行う。
- ③事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、経営会議等で審議し、リスク管理を行う。
- ④環境については、ISO14001に基づき、その関連諸規程を遵守する。
- ⑤内部監査室は各種規程やマニュアルに沿って、関連部門と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
- ⑥有事の対応として、天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、「緊急事態対応手順」、並びに「CSRハンドブック」や「地震災害時の行動ルール」の冊子等に従い、対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役相互の情報の共有化及び個別経営課題の協議の場として、取締役等が参加する経営会議を毎週1回開催することにより、取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供される体制とする。

(5) 当社及び子会社並びに関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業績の状況は、子会社の役員が、定期的に当社が各部署の業務状況を把握する場として毎月開催する運営会議で報告し、企業集団として業務の適正を確保できる体制とする。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスクマネジメントを行う。

③子会社の取締役等の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社における経営上の重要事項については、「子会社管理規程」に基づき協議し、承認する。また、業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について、定期的に意見交換や情報交換を行う。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査室が、定期的な内部監査の対象とする。

⑤その他の当社及び子会社並びに関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社は、関係会社との連携・情報共有を保ちつつ、会社の規模、事業の性質、機関の設計等を踏まえ自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。なお、主要な関係会社とは、業務執行の状況や重要な経営課題等について情報共有を行う。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合

における当該使用人に関する体制

監査等委員会が職務執行のために補助を求めた場合、監査等委員会の見解を尊重してこれを決定し、取締役及び使用人の人事発令等を速やかに行う。

- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに指示の実効性の確保に関する事項

前項により配置される取締役及び使用人の独立性を確保するため、当該取締役及び使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで決定する。また、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた取締役及び使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び所属長の指揮命令を受けないものとする。

- (8) 当社及び子会社の取締役並びに使用人が監査等委員会に報告するための体制
その他の監査等委員会への報告に関する体制

①監査等委員は、重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。

②取締役及び子会社の取締役は、主な業務の執行状況について、適宜適切に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時は直ちに監査等委員会に報告を実施する。監査等委員会はいつでも、取締役及び使用人、子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。

- (9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告した者は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

- (10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）
について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務を執行するうえで、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会は重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、意見を述べるができるものとし、また稟議書他の業務執行上重要な書類を常時閲覧し、報告を求めることができる体制とする。

②監査等委員会と会計監査人等とのディスカッションを必要に応じて実施し、相互の連携を深め、より実効的な監査を目指すこととする。

以上